

杉並区施工能力等審査型総合評価方式における 価格点の算出方法の変更について

下記のとおり価格点の算出方法を変更します。

【変更内容】

変更前： $90 \times (1 - \text{入札価格} \div \text{予定価格})$

変更後：低入札調査基準価格以上の場合

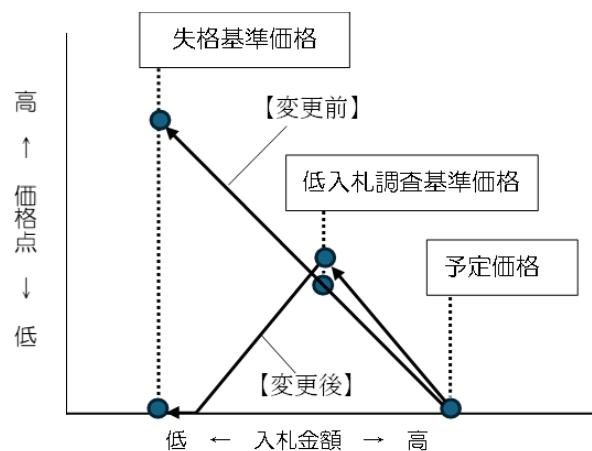
$100 \times (1 - \text{入札価格} \div \text{予定価格})$

低入札調査基準価格未満の場合

$100 \times (1 - \text{低入札調査基準価格} \div \text{予定価格})$

$- \{100 \times (1 - \text{入札価格} \div \text{予定価格}) - 100 \times (1 - \text{低入札調査基準価格} \div \text{予定価格})\}$

上記計算式により算出した数値がマイナスとなる場合は、価格点を0点とします。



【変更理由】

現在、価格点の算出については、低入札調査基準価格を下回っても価格点が上昇する計算式になっており、結果価格競争に近い結果となっています。

この計算式について、ダンピング防止を強化し、品質確保と不良・不適格業者の排除を目的とした総合評価方式の実効性を高めるため、低入札調査基準価格を下回った場合には価格点が低下していく計算式へ変更します。

【適用開始時期】

令和8年4月1日以降に発注する案件から適用します。